諮問庁:財務大臣

諮問日:平成29年2月20日(平成29年(行情)諮問第60号及び同第6

1号)

答申日:平成29年6月23日(平成29年度(行情)答申第117号及び同

第118号)

事件名:特定の無番地に関して特定財務事務所が所管事務等を放棄したと分

かる文書の不開示決定(不存在)に関する件

特定の無番地の国有財産台帳の不開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成13年1月11日頃のマイラー公図上白地は、無番地である。市街図申請地には「特定地番 a 特定会社」となっている。無番地所管和歌山財務事務所として、所管事務又は業務放棄したとわかる行政文書」(以下「本件対象文書1」という。)及び「特定地域旧公図に存在した無番地に実際の県道が設置され、30年経過して県道としての実態のなかった特定地番りないしiを移動させて訂正したが、移動後無番地が現われた。この無番地の国有財産台帳」(以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年8月15日付け近財審理 第40号及び同第41号により近畿財務局長(以下「処分庁」という。) が行った各不開示決定(以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、 併せて「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

(1)諮問第60号

近畿財務局和歌山財務事務所における国有財産管理事務はいかに杜撰なデタラメをしているかが如実に開示文書から分かる。

和歌山県の代理人である土地家屋調査士特定個人Aが公図訂正ができない状況を事前に把握して、当時の国会議員特定個人Bに相談した。地図訂正が不可能なことが判明してから、当該議員に相談したものとうかがえる。

また、当該市街地図無番地に「特定地番 a 特定会社」の記載された

民間地図業者によると平成5年頃作成したが、作成根拠はどこにもない。 財務事務所長は、「公図訂正同意はできないが公図訂正することについては異議がない」の文書を和歌山県に交付して、法務局も同議員から 圧力を受けたのか、違法行為で訂正をやってしまった(元登記官特定個 人C証言)。

さらに公図訂正後、「特定地番 a 特定会社」の位置に地番の移動をさせたのではなく、その10年も前から違法に無断占有があった。財務事務所長は、「公図訂正同意はできないが公図訂正することについては異議がない」の文書を和歌山県に交付できるのは何の権原に基づいたのか。

つまり嘘の申請書に対し、嘘の同意書を交付し、嘘の位置に地番を移 し、嘘だらけの行政処分である。

嘘だらけの行政処分は無効であるから全て取り消せ。

(2)諮問第61号

近畿財務局和歌山財務事務所における国有財産管理事務はいかに杜撰なデタラメをしているか。

実際の県道が設置されてもう既に30年を経過した。

公図の作成は明治6年地租改正時である。その間百数十年無番地が存在することは紛れもない事実である。

その無番地を近畿財務局和歌山財務事務所が管理してきたが、いかに 杜撰なデタラメをやってきたか。恥を知れ。

「公図訂正同意はできないが公図訂正することについては異議がない」文書を和歌山県に交付して、法務局は違法に訂正をやってしまった。 つまり嘘の申請書に対し嘘の同意書を交付し、嘘の位置に地番を移し、 嘘だらけの公図訂正でごまかした。

不動産登記法は法務局の管轄であるが、財務事務所は無番地の処理を 認めれば、法務局は公図訂正を認めるという。

誰のために国が認めたか。

和歌山地方法務局には、無番地に県道を設置する際、和歌山県の地積 測量図に関する取扱いに不正を認めた瑕疵があった。

その処理について、公図訂正でごまかしたが、財務事務所は、百数十年の無番地の歴史に禍根を残す処理は、国の恥である。

つまり、嘘の申請書に対し嘘の同意書を交付し、嘘の位置に地番を移し、嘘だらけの公図訂正でごまかした歴史を取り消し、大阪法務局長が示したとおり「払下げ手続」を済ませて後、分筆登記すべきであったから、新たに現れた2箇所の無番地だけでなく旧公図の無番地を復活させ県道敷きを分筆する前に戻し、改めて払下げ手続をすべきであるから、当該処分は取り消すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第60号

(1) 経緯

ア 平成28年7月21日,法4条に基づき,審査請求人から処分庁に対し,本件対象文書1について開示請求が行われた。

- イ これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、平成28年 8月15日付け近財審理第40号により、該当する行政文書を保有し ていないとして、不開示決定(原処分)を行った。
- ウ この原処分に対し、平成28年11月15日、行政不服審査法2条 に基づき、審査請求が行われたものである。

(2) 審査請求人の主張

ア 審査請求等の背景

審査請求人は、和歌山県から近畿財務局和歌山財務事務所に提出された公図訂正の同意願書の処理について、「和歌山財務事務所が異議ない旨を回答したことにより、無番地がなくなり、自己所有地が公道に接しなくなった。和歌山財務事務所が行った県への回答は誤りである。」と従前から主張している。

イ 審査請求人の主張

行政文書の不存在という虚偽の理由で不開示とした原処分を取り消せ。

(3) 諮問庁としての考え方

和歌山財務事務所は、所管事務又は業務を放棄した事実はないことから、該当する行政文書を作成しておらず、保有していないと認められる。

(4) その他

審査請求人はその他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから,近畿財務局長が本件開示請求に係る行政文書を保有 していないことを理由に,法9条2項に基づく不開示決定を行った原処 分は妥当であり,本件審査請求は棄却するべきものと考える。

2 諮問第61号

(1) 経緯

ア 平成28年7月21日,法4条に基づき,審査請求人から処分庁に対し,本件対象文書2について開示請求が行われた。

イ これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、平成28年 8月15日付け近財審理第41号により、該当する行政文書を保有し ていないとして、不開示決定(原処分)を行った。

ウ この原処分に対し、平成28年11月15日、行政不服審査法2条

に基づき、審査請求が行われたものである。

(2) 審査請求人の主張

ア 上記1(2)アと同旨

イ 上記1(2)イと同旨

(3) 諮問庁としての考え方

当該無番地については、国有財産台帳に登載されていないため、該当 する行政文書を保有していないと認められる。

(4) その他

上記1(4)と同旨

(5)結論

上記1(5)と同旨

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 平成29年2月20日 諮問の受理(諮問第60号及び同第61 号)

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

③ 同年6月15日 審議(同上)

④ 同月21日 諮問第60号及び同第61号の併合並び に審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 本件対象文書は不存在であるとして不開示とする各決定(原処分)を行っ た。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書1の保有の有無について
- (1)本件対象文書1に係る判断等について、当審査会事務局職員をして 諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、地図訂正の処理に関して、 近畿財務局和歌山財務事務所(以下「和歌山財務事務所」という。)に おいて適切な処理を行っていないと主張していることから、特定地番 j先の地図訂正処理に関し、和歌山財務事務所が行うべき事務又は業 務を放棄したことが分かる文書の開示を求めているものと判断したと のことであった。

諮問庁の理由説明書(上記第3の1(1)ア)に記載された審査請求 等の背景や、審査請求書の記載からすると、本件対象文書1にいう「所 管事務又は業務を放棄したとわかる行政文書」は、諮問庁が説明する特定地番」先付近の地図訂正(以下「本件地図訂正」という。)について、和歌山財務事務所が所管事務又は業務を放棄したことが判明する文書と解されるから、諮問庁の上記判断は首肯できる。

- (2)本件地図訂正について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させ たところ、諮問庁は次のとおり説明する。
 - ア 本件開示請求の背景として、平成13年1月15日に和歌山県知事から和歌山財務事務所長宛てに「地図訂正同意願書」が提出され、同年3月22日に同所長から同県知事宛てに「公図訂正に異議はない」旨を文書により回答し、後に和歌山地方法務局が同県からの「地図訂正申出書」を受理した経緯がある。これに関して、開示請求者(審査請求人)は、同所長が異議ない旨を回答したことにより、無番地がなくなり、同人の所有地が公道に接しなくなったとして、同所長が行った同県への回答は誤りであると従前から主張している。
 - イ 財務省では、地図訂正の申出により土地の隣接関係に変更が生じる場合などにおいて、法務局登記官において同意が必要と判断した範囲内に国有地が所在する場合には、一関係者として同意を求められることがあり、その場合、申出人から同意願書や地図訂正案等の提出があるため、国有地の形状、地積測量図、隣接関係、隣接所有者の同意状況等を確認の上、同意の可否について判断することになる。本件地図訂正に関しては、平成13年1月15日に和歌山県知事から和歌山財務事務所長宛てに「地図訂正同意願書」が提出されたが、同意書の提出には時間を要するため、同年3月22日に同所長から同県知事宛てに「公図訂正に異議はない」旨を文書により回答したものである。

なお、地図訂正は法務局登記官が申出に基づいて職権で行うものであり(不動産登記規則16条)、財務省では地図訂正に係る事務手続を定めた文書等はない。

(3) そこで、本件地図訂正に関し、和歌山財務事務所が保有する文書の提示を受け、当審査会において確認したところ、和歌山財務事務所の本件地図訂正に係る処理方針等が記載されており、その内容は諮問庁の上記(2) イの説明の範囲のものと認められ、その記載内容から、本件地図訂正に関し、和歌山財務事務所が所管事務又は業務を放棄したことはうかがわれない。

そのほか、本件対象文書1の存在をうかがわせる事情も存しないことから、近畿財務局において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

3 本件対象文書2の保有の有無について

(1) 国有財産法32条は、衆議院、参議院、内閣(内閣府を除く。)、内閣府、各省、最高裁判所及び会計検査院は、同法3条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならないと規定し、 国有財産法施行細則2条では、国有財産の台帳を国有財産台帳というとしている。

国有財産台帳における無番地の登載について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、国有財産台帳には、国有財産法施行令20条の規定に基づき、区分、所在、数量、価格等を記載しなければならないとされているところ、例えば、数量を確定するためには測量が必要となるが、費用を要するため、全ての国有財産について、測量費用を投じてまで積極的に国有財産台帳に登載することはしておらず、これまで本件のような無番地については、買取要望などがあったときなど必要となった段階で測量を実施し、国有財産台帳に登載の上、売却することとしているとのことであった。また、本件開示請求を受けて、和歌山財務事務所において国有財産台帳を確認したところ、これに登載のある特定地域に所在する国有地は、本件とは無関係の国有地1件のみであったとのことであった。

(2)上記(1)のとおり、国有財産法32条では、国有財産につき、台帳を備えなければならないと規定しているところ、無番地の土地については、限られた国の予算や測量に係る事務量等に鑑みると、測量費用を投じてまで積極的に国有財産台帳に登載することはしておらず、買取要望などがあったときなど必要となった段階で測量を実施し、国有財産台帳に登載の上、売却することとしているとの諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえない。

また,諮問庁から,特定地域に所在する国有地に係る国有財産台帳の 提示を受け,当審査会においてこれを確認したところ,その記載内容は, 諮問庁の上記(1)の説明のとおりであった。

そうすると、審査請求人が開示を求める無番地の国有財産台帳は存在 しないと認められるから、近畿財務局において本件対象文書2を保有し ているとは認められない。

- 4 審査請求人のその他の主張について
 - 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。
- 5 本件各不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした各決定については、近畿財務局において本件対象文書を保有し ているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子